

2025年3月19日
東北電力株式会社

女川原子力発電所および東通原子力発電所の 原子炉施設保安規定変更認可申請について

当社は、女川原子力発電所および東通原子力発電所における「原子炉施設保安規定^{※1}変更認可申請書」を、本日、原子力規制委員会へ提出いたしました。

今回の変更認可申請については、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（以下、「GX脱炭素電源法」）による「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「原子炉等規制法」）の改正^{※2}を踏まえたもので、変更内容は以下のとおりです。

●発電所の施設管理に係る記載の変更

従来の制度では、運転開始から30年を超えて原子力発電所を運転しようとする場合、30年を超える前までに、今後10年間に実施する発電所の施設管理に関する方針を反映した原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」）について、原子力規制委員会の認可を受ける必要があった。

今般の原子炉等規制法の改正に伴い、保安規定とは別に「長期施設管理計画」が認可対象となり、保安規定には認可を受けた「長期施設管理計画」を踏まえた施設管理に係る措置等を定めることが義務付けられたことから、保安規定の記載の見直しを行うもの。

以 上

※1 原子炉施設保安規定

原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の運転管理等、保安のために必要な措置を規定しているもので、原子炉設置者が発電所ごとに定めている。

※2 原子炉等規制法の改正

2023年5月31日に改正され、2025年6月6日に施行される予定。運転開始から30年を超えて運転しようとする原子力発電所は、10年以内ごとに、その後の10年間について、設備の経年劣化に関する技術評価結果や経年劣化を管理するための計画を記載した「長期施設管理計画」を策定・申請し、原子力規制委員会の認可を受ける必要がある。

同法の施行日前においても、GX脱炭素電源法における経過措置に基づき長期施設管理計画認可申請を行うことができ、当社は2024年6月27日に女川原子力発電所2号機について申請済み。

（2024年6月27日お知らせ済み）